

# 鹿児島市上町ふれあい広場 活用推進計画



令和7年6月

(第4版)

# 目次

## 1.はじめに

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1-1 策定の背景と目的 .....       | 1 |
| 1-2 施設活用・運用ルールの特徴 .....  | 2 |
| 1-3 活用方策・運用ルールの適用範囲..... | 2 |
| 1-4 イベント広場の概要.....       | 3 |

## 2.広場の理念とめざす姿 ～こんな広場でありたい～

|                  |   |
|------------------|---|
| 2-1 広場の理念 .....  | 5 |
| 2-2 めざす広場像 ..... | 6 |
| 2-3 各主体の役割 ..... | 7 |

## 3.広場活用のための方策

|                  |   |
|------------------|---|
| 3-1 活用方策の体系..... | 8 |
| 3-2 活用方策.....    | 9 |

## 4.運用ルール

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 4-1 利用日・利用時間.....            | 1 2 |
| 4-2 使用料 .....                | 1 2 |
| 4-3 駐車場利用.....               | 1 3 |
| 4-4 禁止行為・制限行為.....           | 1 4 |
| 4-5 イベント時の留意事項～準備・片付け～ ..... | 1 5 |
| 4-6 周辺環境への配慮 .....           | 1 6 |
| 4-7 安全管理への配慮 .....           | 1 6 |
| 4-8 衛生管理への配慮 .....           | 1 7 |

## 5.利用の手続きと管理運営体制

|                  |     |
|------------------|-----|
| 5-1 利用手続き .....  | 1 8 |
| 5-2 管理運営体制 ..... | 2 1 |

# 1.はじめに

## 1-1 策定の背景と目的

鹿児島駅周辺は、鹿児島の歴史や文化等の風土が育まれた鹿児島発祥の地で、桜島や錦江湾への眺望に恵まれたウォーターフロントなど、他の地域にはない固有の地域資源を数多く有し、また、駅や港といった公共交通機能が多く集積する高いポテンシャルをもつ地域です。

対象地区である鹿児島市浜町 1 番 5 では、これまで地域団体や有識者からの意見を踏まえながら検討し、地域住民等の憩いの場となる緑豊かな空間のほか、イベントなど多目的に利用できる屋根付イベント広場やパークアンドライドに対応した駐車場等の整備を盛り込んだ「鹿児島駅周辺土地利用施設基本計画」が平成 25 年度に策定されました。この計画に基づき、平成 28 年 10 月の供用開始に向けて、整備工事が進められています。

本施設が、地域住民をはじめとする市民や観光客に喜ばれるような交流・にぎわいや花と緑にあふれる新たな都市拠点として鹿児島駅周辺の活性化に寄与し、多くの人に親しまれる施設となるためには、地域住民等によるイベントへの主体的かつ積極的な参加や、誰もが安心・安全かつ快適に利用できるルールづくりなどソフト面について、地域住民等と協働で取り組むことが重要です。

この施設活用・運用ルールは、平成 26～27 年度に地域住民等によるワークショップ等を開催し、自由に意見を出し合い、庁内の関係課の意見を踏まえ、とりまとめたものであり、交流・にぎわいを生み出す観点から、当施設を活用した魅力的なイベントの企画や実施体制の構築といった施設の活用推進方策と誰もが安心・安全かつ快適に利用できる運用ルールなどで構成されています。

## 1-2 施設活用・運用ルールの特徴

### （１）地域活性化の視点に立った活用方策の提案

地域内外の多くの人から親しまれ、駅周辺地区に思いを寄せる人々が中心となって活発な利用がなされることで、地域活性化に資する活用方策とします。

### （２）利用者の視点に立った運用ルールの検討

近隣住民、活動団体等の思いやニーズ、ワークショップ参加者の意見等を踏まえ、利用者の視点に立った運用ルールとします。

### （３）市民・地域主体の施設活用・運用へのきっかけ

市民や地域が主体となってイベント等の企画から実施まで行うなど、積極的に施設活用や運用に関わるきっかけとなることが期待されます。

## 1-3 活用方策・運用ルールの適用範囲

#### ■ 活用方策

「市・にぎわい」ゾーン

#### ■ 運用ルール

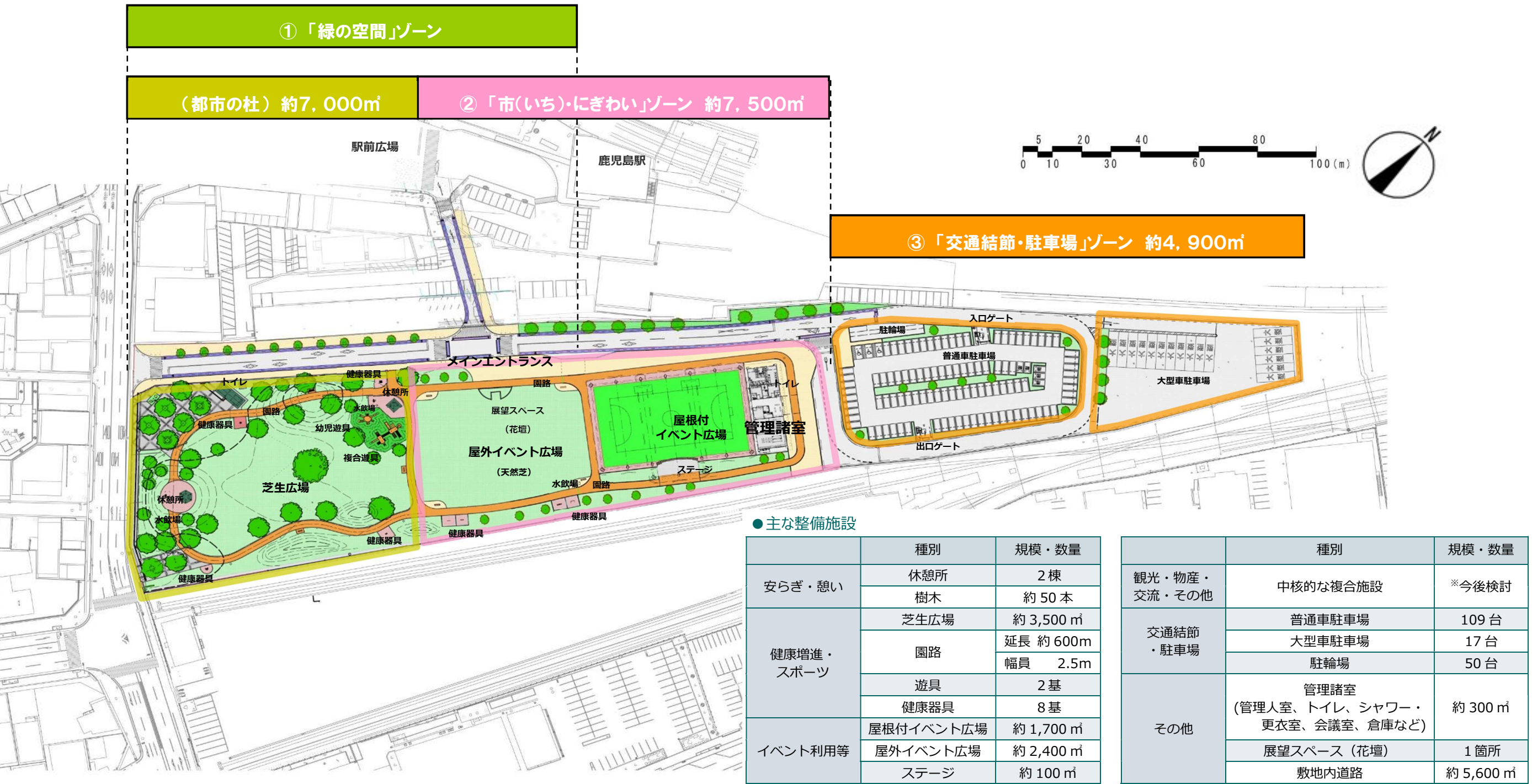
「市・にぎわい」ゾーン＋「交通結節・駐車場」ゾーン

1-4 イベント広場の概要

(1) 広場の概要

位置：鹿児島市浜町2番20号

面積：市・にぎわいゾーン 約7,500㎡  
交通結節・駐車場ゾーン 約4,900㎡



※中核的な複合施設については、社会経済情勢の変化等に応じて、今後、具体的な機能や適切な規模について検討します。

## (2) 設備・仕様

### ① イベント実施の際に使用可能な設備の概要

| 種 別   | 名 称        | 数 量  | 概 要               |
|-------|------------|------|-------------------|
| 照明設備  | ■ ナイター照明   | 2 基  | 225W/灯 3 灯/基      |
| 電源設備  | ▲ イベント用電源  | 9 箇所 | 100V×9 箇所         |
| 給排水設備 | ● 給水栓      | 7 箇所 | 1 3 A カップリングキー式   |
|       | ● グリーストラップ | 2 箇所 | 許容流入容量 (250L/min) |



### ② 広場内設備の利用に係る使用料

|       | 施設                                                      | 使用日が令和 7 年 9 月 30 日まで                          | 使用日が令和 7 年 10 月 1 日以降                          |
|-------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 広場使用料 | 【屋根付イベント広場】<br>イベント利用<br>その他利用                          | 5,100 円/時<br>1,200 円/時                         | 10,040 円/時<br>1,800 円/時                        |
|       | 【屋外イベント広場】<br>イベント利用 (全面)<br>(半面)<br>その他利用 (全面)<br>(半面) | 4,000 円/時<br>2,000 円/時<br>1,000 円/時<br>500 円/時 | 5,730 円/時<br>2,860 円/時<br>1,430 円/時<br>710 円/時 |
|       | 会議室                                                     | 100 円/時                                        | 200 円/時                                        |
|       | シャワー室                                                   | 50 円/回                                         | 100 円/回                                        |
|       |                                                         |                                                |                                                |

|                       |        |                                                                              |
|-----------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------|
| 駐車料金<br>※ 最初の 1 時間は無料 | 普通車駐車場 | 1 時間～ 6 時間 200 円/時<br>6 時間～12 時間 100 円/時<br>12 時間～ 50 円/時                    |
|                       | 大型車駐車場 | 1 時間～ 3 時間 600 円/時<br>3 時間～6 時間 200 円/時<br>6 時間～9 時間 100 円/時<br>9 時間～ 50 円/時 |

## 2.広場の理念とめざす姿

～こんな広場でありたい～

### 2-1 広場の理念

本広場を含む鹿児島駅周辺は、中心市街地の一角にあり、薩摩藩の居城があった上町を抱え、鹿児島駅は、戦後、集団就職者が旅立った大都市への出発点となった場所です。

現在、駅周辺には、多くの歴史資源をはじめとした観光資源があるほか、ＪＲ・市電・バス・フェリーの公共交通機関が集積する地域となっています。また、上町地域を中心に、様々な団体が地域活性化の取組を行っている地域でもあります。

こうした中で、本広場は、地域住民をはじめとする市民、観光客に喜ばれるような交流・にぎわい、花と緑にあふれる新たな都市拠点として、駅周辺地区の活性化に資するとともに、多くの人々に親しまれることを目的に平成 28 年 10 月に開設されます。

本広場は、鹿児島駅周辺に暮らす人、働く人にとって、都心の市街地にあっても樹木や草木等自然や四季の移ろいを身近に感じ、安らぎの場であるとともに、人々が集い、暮らしに潤いを与える存在になることが期待されます。

さらに、子どもから大人まで、広場等を訪れるすべての人々が楽しさや気持ちよさを感じ、笑顔になれる場所であることが重要な役割と考えます。

近年、公園広場を取り巻く環境は市民意識が変化し、広場に求められる役割やサービスが多様化する一方で、効率的な資産管理が求められています。

広場を市民一人ひとりの重要な資産として捉え、市民・イベント等の主催者・施設管理者・行政が協働のもと、マネジメントの視点で広場を有効活用し、都市の魅力アップを目指していかなくてはなりません。

以上を踏まえ、本広場の基本理念・名称を以下のように定めます。

**基本理念：情報・文化の発信基地**

～鹿児島発祥の地「上町」から～

**名称：鹿児島市上町ふれあい広場**

## 2-2 めざす広場像

鹿児島を代表する歴史的資源が集積する上町を抱え、鹿児島駅という広域交通拠点に隣接するという立地特性を生かし、以下をめざす広場像として掲げます。

### 賑わい —多くのイベント開催で様々な情報・文化を発信し、都市ブランド力を向上させる広場



### コミュニティ —地域のコミュニティや人々の結びつきを高め、絆を育む広場



### 暮らし —広場利用の気軽な楽しさや暮らしの向上に資する広場



※写真はイメージです。

## 2-3 各主体の役割

市民・イベント等の主催者・施設管理者・行政の協働によって、広場の利活用に取り組んでいくために、それぞれにとってメリットが感じられる関係を構築し、多様な参加機会を創出していきます。

### 市 民

市民は、広場を自分たちの資産として関心を持ち、日々の暮らしの中で広場に親しみ、積極的な利活用を通じて健康増進に役立て、地域への誇りと愛着を持つことが望まれます。

遊びや休養、軽スポーツなど自分のライフスタイルに合わせて広場を利用し、楽しさと喜びを実感するほか、イベントへの参加、地域活動やスポーツ活動など、広場で展開される様々な行事や取り組みに参加することで、コミュニティの醸成や広場そのものの成長にも貢献していくことが期待されます。

### イベント等の主催者

イベント等の主催者は、住民の一員として地域のオープンスペースとして広場に関心を持つとともに、地域活性化や社会貢献活動の機会として広場の利活用の可能性を検討し、各種イベントの開催、新たな魅力向上策の提案など、鹿児島や駅周辺を活性化させる創造的な活動でも活躍することが望まれます。

### 施設管理者

広場の管理者は、広場の適正な維持管理に努めるとともに、市民の多様なニーズにより効果的、効率的に対応することが求められます。そのため、市民やイベント等の主催者と協力して広場の利活用を図るために必要な仕組みづくりを進めることが望まれます。

さらに、駅周辺や広場の魅力向上、利用者満足度の向上を図るため、鹿児島駅周辺や広場の特性、利用者ニーズに応じた管理運営の目標を設定し、事業の評価・見直し、改善に取り組む必要があります。

### 行 政

行政は、広場の運営を進めるために必要な体制の整備、利用者の平等利用の確保など、市民・イベント等の主催者が利用しやすい仕組みづくりを進めることが必要となります。

さらに、施設管理者へ必要に応じて指示等を行い、設置者としての責任を果たす必要があります。

## 3. 広場活用のための方策

### 3-1 活用方策の体系

| 理念・広場像                                                                                                                                                                                       | プロジェクト                          | 方 策                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <div>情報・文化の発信基地</div> <div>鹿児島市上町ふれあい広場</div> <div>「上町」から</div> <div>多くのイベント開催で様々な情報・文化を発信し、都市ブランド力を向上させる広場</div> <div>地域のコミュニティや人々の結びつきを高め、絆を育む広場</div> <div>広場利用の気軽な楽しさや暮らしの向上に資する広場</div> | (1) 地産地消等を通じた他市町村交流プロジェクト       | ① かごしまの「食」など地域資源を活かしたイベント<br>② 多様な物産に出会い賑わうイベント           |
|                                                                                                                                                                                              | (2) 鹿児島の自然や風情、歴史を活かした文化発信プロジェクト | ① 上町・磯の歴史資源、文化、桜島の火山灰等を活かした体験交流イベント<br>② まちなか回遊の基点となるイベント |
|                                                                                                                                                                                              | (3) 町内会・自治会等コミュニティ醸成プロジェクト      | ① 盆踊り、夏祭り、町内会行事への活用<br>② 世代間交流を育むイベント                     |
|                                                                                                                                                                                              | (4) 健康な体づくり、憩い等クオリティライフ提供プロジェクト | ① 軽スポーツ、レクリエーションを楽しむ活動イベント<br>② 誰もがくつろげる空間提供              |
|                                                                                                                                                                                              | (5) 活用のための情報発信プロジェクト            | ① イベントカレンダーによる情報発信<br>② SNS等を利用した広報活動                     |

## 3-2 活用方策

ここでは、具体的な取組の柱となるテーマをプロジェクトとして掲げています。

また、中心市街地で展開される様々な交流・にぎわいイベントと連携を図りながら、利活用を高めていくことが求められます。

### (1) 地産地消等を通じた他市町村交流プロジェクト

集客性の高い多彩な交流活動を媒介として、地域を越えた多様な人々との出会いや交流の機会を創出します。

#### ①かごしまの「食」など地域資源を活かしたイベントの開催

市民や観光客を惹きつける広場として、市内をはじめ鹿児島の食材など地域資源を活かして、スイーツ、B級グルメ、焼酎など、集客あるテーマを設けて、市（いち）やイベントが活発に行われるような場を提供します。

（例えば… グルメコンテスト、黒の食材（黒牛、黒豚など）に因んだ食の対決 など）

#### ②多様な物産に出会い賑わうイベントの開催

「朝市」などの市場の雰囲気が周辺に息づく特性を生かして、県内の様々な物産に出会い、賑わうイベントの場を提供します。

（例えば… 新鮮野菜や果物の即売会、県内各地域の物産展 など）

### (2) 鹿児島の自然や風情、歴史を活かした文化発信プロジェクト

中心市街地や上町の取組と連携し、鹿児島の自然や文化を地域内外に発信するとともに、人々がまちなかや磯方面へ回遊する機会を創出します。

#### ①上町・磯の歴史資源、文化、桜島の火山灰等を活かした体験交流イベント

上町・磯の歴史資源、郷中教育などの文化、桜島の火山灰等固有の地域資源を活かして参加者体験型のイベントやオリジナルイベントを創造、展開する場を提供します。

（例えば… 薩摩藩の歴史に因んだイベント、火山灰を使ったイベント など）

#### ②まちなか回遊の基点となるイベント

上町や磯方面、天文館方面への探索、周辺の知られざるショップや史跡、まちなかの見所などをじっくり歩いて巡るツアーの基点となります。

（例えば… 上町五社参り、鹿駅を基点として中央駅方面への流れをつくる など）

### (3) 町内会・自治会等コミュニティ醸成プロジェクト

町内会や自治会の行事、会相互の連携した活動など、地域コミュニティの醸成を育む様々な機会を創出します。

#### ①盆踊り、夏祭り、町内会行事への活用

盆踊りや夏祭り、屋外コンサート、町内運動会などのレクリエーション行事、地域の防災訓練など、四季を通じて様々な地域行事が行える場を提供します。

(例えば… 校区対抗運動会、地域の商店活性化イベント など)

#### ②世代間交流を育むイベント

地域の枠組みを越え、自然、工芸、アート、昔遊び、音楽などテーマごとに世代間交流を高める様々な機会を提供します。

(例えば… 自然体験イベント、若い作家のアートイベント など)

### (4) 健康な体づくり、憩い等 クオリティライフ提供プロジェクト

暇があったら気軽に立ち寄りたくなるように、子どもから高齢者まで、生活者の暮らしに潤いを与え、健康で質の高い生活に役立つオープンスペースを提供します。

#### ①軽スポーツ、レクリエーションを楽しむ活動イベント

健康についての相談や健康増進のイベント、高齢者のための交流の催し、イベント広場の規模を活かしたスポーツ大会など、市民の健康増進をテーマにした交流機会を提供します。

(例えば… グラウンドゴルフ大会、ちびっ子サッカー大会、健康セミナー（講義と実践） など)

#### ②誰もがくつろげる空間提供

市民が気軽に訪れ、散策やジョギング、軽スポーツを楽しめる場を提供します。  
子育て世代の親子の交流の場、手づくりの遊びなどを通し、子ども達の創造性を育む場を提供します。

(例えば… 子ども・お年寄りがのんびりする場、買い物した後に休憩する場 など)

## (5) 活用のための情報発信プロジェクト

インターネット、パンフレット等の様々な媒体を通じた情報発信を充実させ、広場利用者にイベント広場を知ってもらう機会を増やします。

### ① イベントカレンダーによる情報発信

本広場で行われるイベントの情報を「イベントカレンダー」という形で積極的に提供し、広場の利用意欲、イベントへの参加意欲を高めます。

(例えば… グルメコンテスト、地域の商店活性化イベント など)

▼イベントカレンダーのイメージ



### ② SNS等を利用した広報活動

広場のイベント情報をはじめ、行政情報、地域情報、市民情報など、暮らしに役立つ情報を提供します。

広場利用方法やイベント参加など様々な問い合わせへの案内や各種情報の受発信によって、広場利用、市民活動、地域活性化などに寄与していきます。

(例えば… フェイスブック、市民のひろば、地域情報紙などを活用した広報、パンフレットの作成 など)

## 4.運用ルール

3. に掲げた利活用を行うにあたり、利用の制限に加えて、近隣の住宅や事務所・店舗等の既存施設への配慮が必要となります。

そのため、広場の利用にあつては、利用者マナーの原点に立ち、安全・安心かつ快適に利用していただくため、以下のルールを守っていただけますようお願いします。

### 4-1 利用日・利用時間

- 広場は原則として、年間を通じて利用が可能です。ただし、改修等により利用できない場合があります。
- イベント利用等占用利用できる日は、12月29日から1月3日を除く毎日とします。
- イベント利用等占用利用の時間は、**8時30分～21時**とします。  
利用時間外においては、原則イベントの設営及び撤去に限り利用を認めます。
- イベントの設営及び撤去に係る時間は、**7時30分～22時**とします。
- 8時30分～21時以外の利用については、事前協議が必要です。
- 広場は、屋根付と屋外の両方または屋根付または屋外のいずれかでも利用することができます。
- 屋外イベント広場は、半面での占用利用ができます。

### 4-2 使用料

| 施設の名称                               | 区分及び単位      |         |      | 使用料                   |                        | 摘 要                                 |
|-------------------------------------|-------------|---------|------|-----------------------|------------------------|-------------------------------------|
|                                     |             |         |      | 使用日が令和 7 年 9 月 30 日まで | 使用日が令和 7 年 10 月 11 日以降 |                                     |
| 屋根付イベント広場（全面を独占して使用する場 合 に 限 る。）    | イベントに使用する場合 | 1 時間につき |      | 5,100 円               | 10,040 円               | 照明設備を使用する場合は、1 時間につき 5 0 0 円を加算します。 |
|                                     | その他の場合      | 1 時間につき |      | 1,200 円               | 1,800 円                |                                     |
| 屋外イベント広場（全面又は半面を独占して使用する場 合 に 限 る。） | イベントに使用する場合 | 1 時間につき | 全面使用 | 4,000 円               | 5,730 円                | 照明設備を使用する場合は、1 時間につき 3 0 0 円を加算します。 |
|                                     |             |         | 半面使用 | 2,000 円               | 2,860 円                |                                     |
|                                     | その他の場合      | 1 時間につき | 全面使用 | 1,000 円               | 1,430 円                |                                     |
|                                     |             |         | 半面使用 | 500 円                 | 710 円                  |                                     |
| 会議室                                 | 1 時間につき     |         |      | 100 円                 | 200 円                  |                                     |
| シャワー室                               | 1 回につき      |         |      | 50 円                  | 100 円                  |                                     |

※イベント利用時の光熱費（電気（照明設備以外）、水道）は実費負担とします。

※障害者・高齢者（70歳以上）の団体使用及び行事等のために施設を使用する場合において、準備又は後片付けのために使用許可を受けた時は使用料の一部を免除します。

## 4-3 駐車場利用

- 1 時間まで無料とします。
- イベントを主催する場合、イベント等の主催者は必要に応じて公共交通機関の利用を呼びかけて下さい。
- 鹿児島駅周辺の回遊性を高めるため、周辺施設と連携して、駐車場の割引サービスの実施など効果的なサービスの提供を検討します。

| 種別     | 入退場時間                                  | 駐車時間の区分             | 駐車料金<br>(1 時間につき) |
|--------|----------------------------------------|---------------------|-------------------|
| 普通車駐車場 | 全日                                     | 1 時間を超え 6 時間までの部分   | 2 0 0 円           |
|        |                                        | 6 時間を超え 1 2 時間までの部分 | 1 0 0 円           |
|        |                                        | 1 2 時間を超える部分        | 5 0 円             |
| 大型車駐車場 | 休業日を除く日の<br>午前 8 時 3 0 分<br>から午後 9 時まで | 1 時間を超え 3 時間までの部分   | 6 0 0 円           |
|        |                                        | 3 時間を超え 6 時間までの部分   | 2 0 0 円           |
|        |                                        | 6 時間を超え 9 時間までの部分   | 1 0 0 円           |
|        |                                        | 9 時間を超える部分          | 5 0 円             |

## 4-4 禁止行為・制限行為

基本的に立ち入りが自由な広場という特性を踏まえ、交通・防災・衛生上の安全の確保の観点から、次の利用を禁止又は制限します。

また、施設の利用が暴力団を利用のおそれがあると認めるときは、施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、施設の利用に係る許可その他の処分を取り消し、又は利用の制限をします。

### ①禁止行為

次の行為は、一般利用者及びイベント等を実施する利用者において、いかなる場合も禁止します。

- 公序良俗に反する行為、風紀を乱す行為
- 他の利用者や周辺住民に対し迷惑となる行為  
(迷惑となる野球・サッカー・ゴルフ・ローラースケート・スケートボードなど)  
※屋外イベント広場では、他人に危険が及ぶようなスポーツ利用(球技)は原則禁止とします。
- ごみ・空き缶その他汚物の投棄や悪臭を発生させる行為
- 広告の貼り出し、落書き、施設・備品等のき損

### ②制限行為

以下の行為を行う場合は、施設管理者の許可が必要です。

- 危険物・動物の持ち込み
- 所定の場所以外での火気の使用
- 物品その他の販売又は金品の寄付募集等の行為
- 興行、展示会、競技会その他これらに類する行為
- 指定された場所以外への車両の乗り入れ
- 広告物の表示、配布、散布

## 4-5 イベント時の留意事項～準備・片付け～

### ①準備

- ◆イベントによっては、関係機関等への届出等が必要な場合があります。イベント等の主催者はイベント実施までに届出等を済ませてください。

### ②イベント実施の際の会場管理

- ◆会場設営のための機材や備品等、イベント等の主催者が持ち込んだ物品については、主催者の責任で管理してください。
- ◆施設利用中（搬入出時を含む）の人的、物的損害に係る賠償責任は主催者の負担となります。
- ◆周辺住民等からの苦情等については、主催者が誠意をもって対応してください。

### ③片付け・清掃

- ◆イベント等の主催者は、イベント終了後に、広場を現状に回復する義務を負います。（施設管理者が点検します。）
- ◆イベント内容に応じては、利用範囲だけでなく、広場全体及び周辺も含めて清掃を行ってください。（周辺の清掃については、施設管理者と事前に協議し、有無を決定します。）
- ◆飲み物等をこぼした場合は、片付け・清掃時に水で流すなど適切に処理してください。

### ④車両の乗り入れ

- ◆乗用貨物自動車（2 t 以下）の車両については、園路に乗り入れることができます。ただし、コーナ一部は養生が必要です。
- ◆最大積載量 4 t 以下の車両については、メインエントランス付近及び屋根付きイベント広場と屋外イベント広場の間の舗装部分に乗り入れることができます。  
なお、園路を横断する場合は、養生が必要です。
- ◆屋外イベント広場及び屋根付イベント広場は、養生をする場合に限り乗り入れることができます。その場合は、事前に施設管理者と協議を行ってください。

### ⑤人工芝等の養生

- ◆重量物を置くなど人工芝や天然芝を傷めるおそれがあるため、養生が必要となる場合があります。その場合は、事前に施設管理者と協議を行ってください。

### ⑥火気の使用

- ◆屋外イベント広場では、使用を認めます。ただし、天然芝を傷めるおそれがあるため、養生が必要となる場合があります。その場合は、事前に施設管理者と協議を行ってください。
- ◆屋根付イベント広場では、人工芝を傷めるおそれがあるため原則禁止します。

### ⑦その他

- ◆屋外イベント広場では、テント等を固定するための杭打ち等を認めます。
- ◆屋根付イベント広場では、人工芝を傷めるおそれがあるため、テント等を固定するための杭打ち等は禁止します。

## 4-6 周辺環境への配慮

### ①音量・照明

- ◆周辺施設等への迷惑となる音出し・照明は行わないようにしてください。また、周辺より苦情が出た場合は、やむを得ず中止等の対応を求める場合があります。
- ◆音や照明が周辺に影響を及ぼすおそれがある場合は、周辺施設等への事前周知など必要な対策をお願いします。

### ②におい

- ◆広場利用の際の悪臭、煙等を発生する店舗、設備については、周辺に影響を及ぼすおそれがある場合は、設置・持込を制限することがあります。

## 4-7 安全管理への配慮

### ①緊急車両への対応・避難路の確保

- ◆緊急時における緊急車両の動線を確保してください。
- ◆店舗や来場者の滞留スペースの間隔に配慮するなど避難経路を確保してください。

### ②警備

- ◆搬入、搬出時には、安全性の確保のため、関係機関と協議の上、必要となる警備員を配置してください。
- ◆イベント実施時の来場者や通行者の安全性、周辺道路の交通に配慮し、警備員等の配置を適切に行ってください。

### ③歩行者動線

- ◆来場者や通行者の安全・快適な通行を妨げないように、広場内の通路の歩行者空間の確保をお願いします。

### ④車両の乗り入れ

- ◆許可された場所以外への車両の乗り入れは禁止です。ただし、車いす、三輪車、幼児用自転車は除きます。
- ◆搬入、搬出時における車両の広場への乗り入れは、事前に申請が必要です。搬入出時には、路上駐車等を避け、広場内への迅速な乗り入れをお願いします。

### ⑤保険への加入

- ◆イベントにおける事故、スタッフや来場者の怪我等、万一の場合に備え、イベント等の主催者は事前に関連する各種保険（設営時の保険、レクリエーション保険等）へ必ず加入してください。

## 4-8 衛生管理への配慮

### ①喫煙

- ◆敷地内は、原則禁煙です。
- ◆イベント時の喫煙については、施設管理者と事前に協議の上、喫煙スペースを設け、分煙を行ってください。

### ②ごみ処理

- ◆広場内にはごみ箱を設置していません。原則、利用者の責任で処理してください。
- ◆イベント利用時に広場で発生したごみは、イベント等の主催者の責任で処理してください。
- ◆イベント時に発生したごみは、ごみ袋又はごみ箱に分別回収し、原則当日持ち帰りします。やむを得ず、ごみ回収が翌日以降となる場合は、施設管理者と事前協議となります。

### ③ ペット

- ◆ペットはリードなどをつけ、放し飼いにしないでください。  
フンは飼い主が責任を持って処分してください。

## 4-9 苦情等の対応

イベントに対する全ての苦情等については、イベントの開催中・開催前後に関わらず、イベント実施者が責任をもって対応を行わなければなりません。

## 5.利用の手続きと管理運営体制

施設管理者には「管理のしやすさ」が求められますが、利用者は「利用のしやすさ」を求めています。当広場においては、双方のバランスに配慮し、柔軟な対応も可能な方法で利用手続等を行います。

### 5-1 利用手続き

#### (1) イベント等利用の場合

- ◆広場を利用したイベントを実施する場合は、施設管理者へ窓口、メールなどにより、使用許可申請書を提出してください。その後、実施企画書を提出していただき、施設管理者と協議・調整が整ったのちに、使用許可書を交付します。  
利用日の属する月の **1年前の1日から19日まで**は仮予約期間となり、仮予約が重複した場合は、相互に協議を行い、調整がつかない場合は、抽選により日程が確定します。（抽選は20日。但し、土・日・祝日の場合は翌平日。）抽選日以降は、先着順となります。
- ◆スポーツ大会や運動会等準備に時間を要するものについては、施設管理者へ窓口、メールなどにより、使用許可申請書を提出してください。その後、実施企画書を提出していただき、施設管理者と協議・調整が整ったのちに、使用許可書を交付します。  
利用日の属する月の **6月前の1日から19日まで**は仮予約期間となり、仮予約が重複した場合は、相互に協議を行い、調整がつかない場合は、抽選により日程が確定します。（抽選は20日。但し、土・日・祝日の場合は翌平日。）抽選日以降は、先着順となります。
- ◆予約取消（キャンセル）・変更は、利用日の **30日前まで**に行ってください。
- ◆イベント実施のための利用希望者は、イベントの内容に応じて、関係各機関への届出・調整を行ってください。（詳細は、施設管理者へお問い合わせ下さい。）
- ◆同じ団体が連続して使用できる期間は、原則1週間程度とします。

#### (2) その他の利用の場合

- ◆広場を準備に時間を要しないスポーツ等で利用する場合は、施設管理者へ窓口又は電話、公共施設予約システムなどにより、申込みを行ってください。利用日の **前月の7日から**利用申込みができます。
- ◆利用日の前月の17日に抽選を行います。
- ◆抽選結果の確定処理及び使用料の納付は、それぞれの期日までに行う必要があります。（期日までに行わない場合は、自動的にキャンセルとなります。）
- ◆抽選後、空きがある施設は、確定処理期限の翌日（使用日の前月の26日）から申込みを先着順で受付を行います。

## <イベント等利用手続きフロー>

### ○対象の活動

各種イベント、スポーツ大会や運動会等準備に時間を要するもの

### ○「使用申請書」入手場所

施設ホームページ、管理事務所等

### ○手続きの流れ

|                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>STEP1</b><br>お問い合わせ・<br>事前相談             | <ul style="list-style-type: none"><li>・広場の空き情報や実施に関するご質問については、随時お問い合わせください。</li><li>・受付時間は、<u>午前8時30分～午後9時まで</u></li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <b>STEP2</b><br>申し込み受付と<br>利用申請             | <ul style="list-style-type: none"><li>・各種イベントに利用される場合は、利用日の属する月の1年前の1日から19日までは仮予約期間となり、仮予約が重複した場合は、相互に協議を行い、調整がつかない場合には、抽選により日程が確定します。（抽選は20日。但し、土・日・祝日の場合は翌平日。）抽選日以降は、先着順となります。</li><li>・スポーツ大会や運動会等準備に時間を要するものに利用される場合は、利用日の属する月の6月前の1日から19日までは仮予約期間となり、仮予約が重複した場合は、相互に協議を行い、調整がつかない場合には、抽選により日程が確定します。（抽選は20日。但し、土・日・祝日の場合は翌平日。）抽選日以降は、先着順となります。</li><li>・申込みは、<u>午前8時30分～午後9時まで</u>に、直接施設へ申込んで下さい。</li><li>・使用日が確定した場合は、速やかに使用許可申請書を提出してください。</li><li>・仮予約受付期間中に、イベントの使用許可申請書が提出された場合は、イベントが優先されます。</li></ul> |
| <b>STEP3</b><br>実施企画書類の<br>提出と事前調整          | <ul style="list-style-type: none"><li>・使用許可申請後は実施企画書を作成して、施設管理者と協議・調整を行ってください。</li><li>・必要に応じて関係各機関等への届出・調整を行ってください。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>STEP4</b><br>利用に係る審査・<br>手続き及び<br>使用料の納付 | <ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関への届出等を踏まえ、施設管理者との協議・調整が整った後、使用許可書を交付します。</li><li>・使用の許可と同時に使用料を現金で納付してください。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <b>STEP5</b><br>実施                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・実施企画書に記載された内容に則り、イベントを行ってください。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## ＜その他の利用手続きフロー＞

### ○対象の活動

フットサル、グランドゴルフなどの準備に時間を要しないスポーツ練習等

### ○手続きの流れ

|                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>STEP1</b><br><b>お問い合わせ・</b><br><b>事前相談</b>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広場の空き情報や実施に関するご質問については、随時お問い合わせください。</li> <li>・受付時間は、公共施設予約システム：<u>24 時間</u>、窓口：<u>午前 8 時 3 0 分～午後 9 時まで</u></li> </ul>                                                                                      |
| <b>STEP 2</b><br><b>申し込み受付</b>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用日の前月の 7 日から公共施設予約システム、施設管理者へ窓口又は電話などにより、利用申込みを行ってください。なお、この時点の申込みは仮予約になります。</li> </ul> <p>公共施設予約システム：<a href="https://k2.p-kashikan.jp/kagoshima-city/">https://k2.p-kashikan.jp/kagoshima-city/</a></p>   |
| <b>STEP 3</b><br><b>予約の抽選</b>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設予約システムにより、利用日の前月の 17 日に抽選を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                               |
| <b>STEP 4</b><br><b>結果 確 認 ・ 仮</b><br><b>予約の確定</b>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定処理をしないと、当選の場合もキャンセルとなりますのでご注意ください。</li> </ul>                                                                                                                                                              |
| <b>STEP 5</b><br><b>利用に係る手</b><br><b>続き及び使用</b><br><b>料の納付</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設予約システムを用いて予約した場合は、クレジット払い等により、施設に来なくても使用料の納付が可能です。窓口払をする場合は、管理人室にて、使用料を現金で納付してください。</li> <li>・使用日の 3 日前までに支払いが完了しない場合は、仮予約は取消されます。</li> <li>・利用手続き・許可がおりた時点で、使用許可書を交付します。使用許可書の交付をもって本予約とします。</li> </ul> |

## 5-2 管理運営体制

ビオトープなどの環境学習の場、落ち葉の堆肥化などのリサイクル活動、健康づくりや生涯スポーツの場、ボランティア活動の場など、公園広場の利活用も多様化しています。広場の利活用の多様化に伴って、柔軟な管理運営体制が求められる中で、よりよいサービスの提供が必要であり、地域活性化につながる仕組みを構築します。

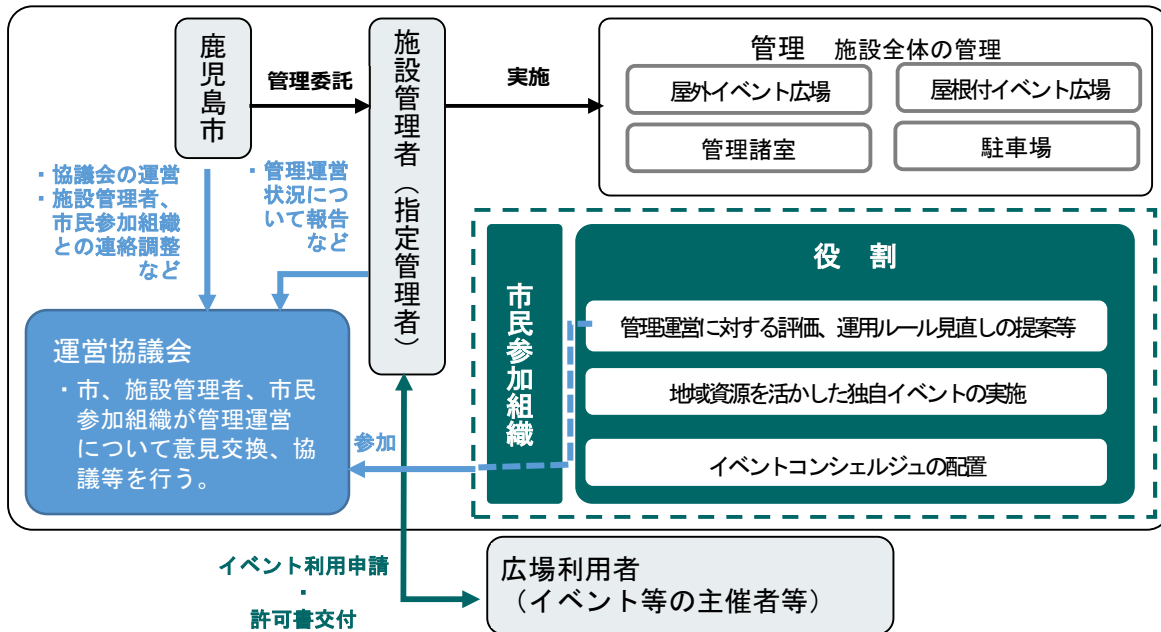
### ①管理

- ◆イベント広場（屋根付・屋外）の管理運営は、指定管理者制度を活用します。
- ◆利用時間内（8：30～21：00）は、広場内の管理諸室に、管理人が常駐します。
- ◆利用時間外（21：00～8：30）は、機械警備や夜間照明を点灯させるなど安全対策を適切に講じることとします。

### ②運営

- ◆管理運営において、「市民参加組織」を組織し、管理運営に対する評価、運用ルールの見直しの提案等を行う仕組みを検討します。
- ◆市、施設管理者、市民参加組織が管理運営について意見交換、協議等を行う運営協議会の仕組みを検討します。

#### ▼運営のイメージ（案）



### ③寄付・基金

- ◆公園の愛着を高める意味や、多様な財源を確保する上で、幅広い市民や事業者からのサポートを得る手段として、寄付・基金制度の可能性について検討します。